

## ひこね燦ばれす図書館化調査検討業務仕様書

この仕様書は、ひこね燦ばれすを彦根市立図書館として再整備するための調査検討にあたり、必要な業務の仕様を示すものである。そのため、本書に明記されていない事項でも、当該業務の目的達成上当然に必要と認められるものは、事業者の責任において実施するものである。

1 件 名 ひこね燦ばれす図書館化調査検討業務

2 委託業務期間 契約締結の日から令和4年(2022年)6月30日まで

3 業務目的 ひこね燦ばれすを彦根市立図書館として再整備するために必要な調査検討を行い、今後のひこね燦ばれすの図書館化再整備のための基礎資料とする。

### 4 準拠する法令等

受託者は、本業務を実施するに当たり、下記の関係法令や計画等に基づき、適正に行わなければならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- (3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (4) 彦根市個人情報保護条例(平成16年彦根市条例第25号)
- (5) 彦根市財務規則(平成5年彦根市規則第11号)
- (6) 彦根市契約規則(昭和44年彦根市規則第33号)
- (7) その他彦根市が定める例規および関係法令

### 5 業務内容

ひこね燦ばれすを彦根市立図書館として再整備するための基礎資料として、対象施設の劣化度調査を実施し、事業化に向けた改修施設計画の検討及び国・県の財源措置等の支援制度を整理し、本市の財政負担額を試算する。

併せて、対象施設を改修した場合と同等規模を新築する場合のライフサイクルコストを比較検討する。

#### (1)対象施設のコア抜き調査

対象施設の耐用年数を検討するため、既存の調査資料を確認・整理の上、適切にコア抜き調査を実施する。調査にあたっては、市と協議の上、調査個所及び調査内容を確認すること。

対象施設：ひこね燦ぱれす

竣工年月日 平成3年2月1日

建築延面積 2,267 m<sup>2</sup>

鉄筋コンクリート造 地上2階

会議室・ホールの規模

1階 ○教養文化室（和室 36人収容）

半面 5.5m×5.8m 32 m<sup>2</sup>

全面 5.5m×11.6m 64 m<sup>2</sup>

○多目的ホール（507人収容）

全面 20.0m×23.0m 460 m<sup>2</sup>

ステージ 5.3m×14.4m 76 m<sup>2</sup>

○図書資料室

○管理事務所

○男子更衣室・シャワー室・トイレ

○女子更衣室・シャワー室・トイレ

2階 ○ミーティングルーム（20人収容） 7.0m×5.8m 41 m<sup>2</sup>

○研修室1（36人収容） 7.0m×9.0m 63 m<sup>2</sup>

○研修室2（18人収容） 7.0m×5.8m 41 m<sup>2</sup>

○視聴覚教材室 8.0m×9.0m 72 m<sup>2</sup>

○会議室（60人収容） 8.0m×14.7m 118 m<sup>2</sup>

○ミーティングルーム

○相談室

○音調室、映写室、母子室

コア抜き数 各階2箇所 合計4箇所

鉄筋腐食度調査（研り） 各階1箇所 合計2箇所 合計6箇所

※（財）日本建築防災協会の基準に基づき実施。

※圧縮強度・中性化深さ試験はコア採取試料で実施。その他もコア採取試料と研り箇所で行う。

(2)前提条件の整理

彦根市図書館整備基本計画を踏まえ、現状の課題、再整備の方針、上位関連計画を整理するとともに、本事業の基本的条件として必要な事項を整理する。

(3)先行事例調査

図書館を含む公共施設整備や改修による公共施設整備等、本事業と類似する先行事例について調査、整理する。

#### (4) 施設計画の検討

彦根市立図書館の再整備にあたり、導入機能・規模の設定及び対象施設における改修計画（必要に応じ、増築計画を含む）を複数案作成する。

#### (5) 法令上の課題、財源措置等支援制度の整理・検討

本事業で提供する公共サービス等の内容を踏まえ、現行法令上の課題の整理のほか、国・県の財源措置等の支援制度を整理する。

#### (6) 事業化に向けた課題の整理

次年度以降の事業実施にあたっての課題や事業スケジュール等の検討を行う。

#### (7) 彦根市図書館整備基本計画見直しに向けた考察

本調査結果をもとに彦根市図書館整備基本計画の見直しに向けた課題等を整理する。

#### (8) ライフサイクルコストの比較検討

図書館整備を行うにあたり、ひこね燦ぱれすを改修した場合と同規模施設を新築した場合のライフサイクルコスト（設計費・建設費・修繕費・運営費）の比較検討を行う。

#### (9) 成果品作成

本業務の成果品は次のとおりとし、発注者の検査後、指定場所へ納入するものとする。

また、成果品に係る全ての著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。）は、全て市に帰属するものとし、受託者は市の許可なく使用または流用してはならない。なお、本業務の実施に当たり貸与した資料の複製物についても同様とする。前項までの検討結果を踏まえ、成果品の取りまとめを行う。

・「ひこね燦ぱれす図書館化調査検討業務報告書」

5 部（A4 版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本）

・ 〃 概要版 5 部（A4 版、縦型、横書き、左綴じ）

・ 電子データ（CDROM：参考資料・データ含む） 一式

## 6 管理技術者

本業務を行うにあたり、受託者は、管理技術者を定めるものとする。

管理技術者については、建設・計画関係の資格（一級建築士、技術士「建設部門－都市及び地方計画」、シビルコンサルティングマネージャー[RCCM]（登録部門が「都市及び地方計画」に限る。））のいずれかを有する者とする。

## 7 打合せ

### (1) 発注者との協議

受託者は、本業務を行うにあたり、市との協議および調査報告を行うこと。

なお、その回数は 3 回程度とするが、適正な業務の遂行を図るため、市担当職員と常に密接な連絡を図り、相互に確認する。

## (2) 市関連部署との協議

市との協議の際には、市関連部署からも協議に同席する場合がある。

## (3) 協議録の作成

協議を行う際は、原則として受託者において協議録を速やかに作成し、市の承認を得た上で提出するものとする。

## 8 契約保証金

彦根市契約規則第 30 条第 10 号の規定に基づき、免除する。

## 9 業務計画書等の提出

受託者は、契約締結後、次に掲げる書類を、それぞれ指定する時期に提出すること。

- (1) 委託業務日程表(彦根市契約規則別記様式第 11 号(その 2)) 契約締結の日から 5 日以内
- (2) 委託業務費内訳書(同規則別記様式第 12 号(その 2)) 契約締結の日から 5 日以内
- (3) 委託業務着手届(同規則別記様式第 13 号(その 2)) 契約締結の日から 7 日以内  
で着手の前日まで
- (4) 管理技術者の経歴等 着手時
- (5) 担当技術者の経歴等 着手時
- (6) 委託業務完了届(同規則別記様式第 32 号) 業務完了後直ちに
- (7) 委託業務目的物引渡書(同規則別記様式第 34 号) 検査完了後引渡し時

## 10 その他

- (1) 本業務について関係官公庁と交渉を要するとき、または交渉を行ったときは、遅滞なく、その旨を市に通知し、指示を受けるものとする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行上知り得た一切の情報を、第三者に漏らしてはならないものとする。また、本業務終了後も同様とする。
- (3) 本仕様書において明示なき事項および疑義が生じた場合、市および受託者との協議を行った上で、市の指示を受けなければならない。